

令和 7 年度

第2回 第一農地部会定例会議事録

令和7年5月27日（火）

ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

令和7年度第2回第一農地部会定例会議事録

日時 令和7年5月27日（火）午後3時

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫	4番 古川	6番 竹山
9番 吉村	13番 新井	14番 竹内
16番 清水	20番 篠宮	22番 飯塚
23番 佐藤	24番 松本	

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	倉石	高島	野島
片桐	笠原	荻原	小林
白滝	横田	平野	清水
野村	長野	穂苅	

2 欠席委員

(1) 農業委員

牧繪

(2) 農地利用最適化推進委員

高島真 上原

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局長	岩崎
	次長	秋山
	主任	竹中
中郷区駐在室	副主査	丸山
板倉区駐在室	副主幹	渡邊
清里区駐在室	副主査	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6番 竹山	20番 篠宮
-------	--------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(板倉区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(清里区)

議案なし

(名立区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

5 会 議

	上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。
議長	<資格審査> はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 11 人、欠席委員数 1 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 15 人、欠席推進委員数 2 人です。
議長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号 6 番 竹山委員、議席番号 20 番 篠宮委員の両名を指名します。
議長	<上越市農業委員会憲章の唱和> 「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。 皆さんそれに続いて唱和をお願いします。 それでは、議事録署名委員の竹山委員読み上げをお願いします。 (上越市農業委員会憲章の読み上げ)
議長	それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> それでは、合併前上越市からです。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 257 番から 278 番までの 22 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	農業委員会事務局 秋山です。 それでは 1 頁をご覧ください。 報告第 1 号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。 受理した 22 件は、いずれも合意による解約でございます。 解約後の利用形態の内訳といたしまして、中間管理機構を通した他者への貸付及び貸付予定が 18 件、他者へ売却が 1 件、現耕作者へ売却が 2 件、休耕が 1 件となっています。

	解約後は、備考欄に記載のとおりであります。大半は、後ほど説明する中間管理機構を通した一括契約による、新たな耕作者との利用権設定であります。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、報告第1号の22件を承認します。
議長	＜報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」＞ 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号6番の1件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは5頁をご覧ください。 報告第2号は、権利移動を伴わない農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「一般個人住宅」1件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、報告第2号の1件を承認します。
議長	＜報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」＞ 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号44番から53番の10件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは6頁をご覧ください。 報告第3号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「資材置場」1件、「一般個人住宅」6件、「建売住宅」1件、「仮設現場事務所及び駐車場」1件、「敷地拡張」1件です。 番号44番につきましては、1,000㎡を超えているため、9頁に位置図を添付してございますので合わせてご覧ください。

	以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第3号の10件を承認します。
議長	<議案第1号「農地法第3条許可申請について」> 次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号13番から20番までの8件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは10頁をご覧ください。 議案第1号は、農地の権利移動に係る許可についてです。 別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。 最初に番号13番です。 こちらは、大字南田屋新田地内において、不在地主である譲渡人の要望により、近くに居住する譲受人に贈与するものであります。 こちら全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号14番です。 こちらは、大字脇野田地内において、経営規模を縮小したいとする譲渡人から、現在の耕作者である譲受人に所有権移転するものであります。 こちら、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号15番です。 こちらは、大字田沢新田地内において、遠方のため耕作不可の譲渡人から、当該農地に隣接する住宅に入居予定の譲受人に所有権移転するものであります。 移住後、家庭菜園として耕作することから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号16番です。 こちらは、大字横曽根地内において、離作したいとする譲渡人から、当該農地を含む宅地を購入し、新居を建設する譲受人に所有権移転するものであります。 移住後、家庭菜園として整備し、耕作することから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号17番です。 こちらは、大字大豆地内において、耕作・管理が困難な譲渡人から、当該農地に近接する田を耕作している譲受人に所有権移転するものであります。

	今後、果樹などを植栽し、隣接農地と合わせ管理することから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 18 番です。 こちらは、大字上中田地内において、経営規模を縮小したいとする譲渡人の要望により、近接農地を耕作している譲受人に所有権移転するものであります。 そばを栽培することから全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 19 番です。 こちら大字岡崎新田地内において、当該農地に太陽光発電施設を設置し、ブルーベリー栽培を行っている申請人に、使用収益権を設定するものであります。 数年前から同地においてブルーベリー栽培を行っており、従来の 3 年契約の期間満了を迎えることから、新たに 3 年の権利設定を行うものであります。 こちらも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 なお、太陽光発電の支柱部分については、転用許可が必要となりますので、関連議案として次の 5 条許可申請でも説明いたします。 最後に番号 20 番です。 こちら大字下稲塚地内において、遠方で耕作できない譲受人の要望により、親戚筋の譲受人に耕作と管理を依頼するため贈与するものであります。 譲受人は板倉区在住であります。予てから当該農地を管理しており、また、一筆の畑については、現況は休耕地ですが、畑として利用できるよう整備し、耕作・管理することから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 ※現地確認：笠原委員、高島信委員、白滝委員、新井委員、野島委員、吉村委員、倉石委員
高島委員	No.17 の大豆地内農地について、10a 当たりの単価が高額だが、将来的に宅地にするなどの意図があるのではないですか。
(事務局) 秋山	現在耕作する田と隣接しているので、果樹等を植栽し、一体的に管理するということを確認しています。
議長	そのほか、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)

議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
(事務局) 秋山	<議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 13 番、14 番の 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。 それでは 12 頁をご覧ください。 議案第 2 号は、権利移動を伴う農地転用の許可申請であります。 最初に番号 13 番であります、大字本道地内の農地に、「一般個人住宅」を建築するものです。 13 頁に位置図、14 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内のアパートに居住していますが、生活スペースが手狭になったため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。 工期は、許可日から令和 8 年 2 月末日、土地利用計画は、住宅 1 棟、カーポート 1 棟、申請面積 275 m²、所要面積が 290 m²（畑 275 m²、雑種地 15 m²）、建築面積 73.91 m²で建ぺい率は 25.49%となり、支障ありません。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 次に番号 14 番です。 まず面積の訂正をお願いいたします。 大字岡沢 102 番地の畑ですが、面積 0.32 m²を 707 m²に、その下、3 筆の合計面積 0.46 m²を 1,125 m²に訂正をお願いいたします。 それでは説明いたします。 こちら、「議案第 1 号：3 条許可No.19」で説明した案件の関連議案です。 令和 4 年に許可された一時転用について、更新期限を迎えるため、改めて申請されたものです。 申請者は、大字岡崎新田地内に太陽光発電施設を設置するため、支柱部分について 3 年間の一時転用するものです。

	15 頁に位置図、16 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。 通常の「一時転用」については、転用期間終了後の再許可はできませんが、太陽光発電施設の設置については、当該施設の下部において営農が継続されていれば3年後に改めて「一時転用」の再許可が可能となります。 転用許可の条件である営農についてですが、養液栽培によりブルーベリーを栽培しており、現地確認の結果、営農を確認しています。 また、申請者からは毎年、営農状況が報告されており、新潟県へも報告しております。 本案件は、都市計画法第29条の開発許可申請は不要であります。 また、周辺の農地への支障が報告されていないこと、営農を継続していること、営農状況については毎年、遺漏なく報告していることなどから、許可相当と判断しました。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第2号「農地法第5条第1項許可申請」について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第2号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」> 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、利用権設定、地域計画区域内及び地域計画区域外の番号10番から12番までの14件、ならびに所有権移転、番号1番から4番までの4件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは、まず利用権設定から説明いたします。 最初に「地域計画区域内」であります。 頁は17頁をご覧ください。 こちらは、前回も説明いたしましたが、本年度4月から、これまでの農用地利用集積計画による相対契約が廃止となり、原則、農地中間管理機構を通して耕作者に農地の貸付を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」であります。

	こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、今回の対象農地につきましては、20 ページからの「対象農用地等リスト（区域内）」に記載のとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画区域外」であります。 頁は 24 頁をご覧ください。 こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 最後に農地の売買、所有権移転であります。 こちらは、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画が廃止されたことに伴い、所有権移転についても、貸借と同様に、「農用地利用集積等促進計画」によって、農地中間管理機構を通して売り手から買い手に所有権移転を行うものであります。 今回の案件はすべて「地域計画内」における所有権移転であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号について、原案のとおり決定します。

	次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。
	(中郷区駐在室分の議案)
議長	<議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7101 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	1 頁をご覧ください。 議案第 1 号農地法第 3 条許可申請についてご説明いたします。 この案件は、高齢で労力不足により規模縮小したいとする貸主と同じ町内の譲受人との双方合意の上、賃貸借権を設定するものです。 全部効率利用要件並びに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 巻末の別紙「農地法第 3 条調査書」も併せてご覧ください。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」> 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号 7105 番から 7111 番の 7 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 丸山	それでは、まず「地域計画内」ではありますが、2 頁をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、4 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。

	こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画外」であります。 5 頁をご覧ください。 こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり決定します。 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	（板倉区駐在室分の議案） <議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、7505 番から 7507 番の 3 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
（板倉区） 渡辺	1 頁をご覧ください。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7505 番から 7507 番を説明します。 巻末の「農地法第 3 条調査書」も併せてご覧ください。 最初に 7505 番について、地主は県外に居住しており耕作が困難であり、当該土地に隣接する田の耕作者から譲受の要望があることから所有権の移転を行うものです。

	続いて、7506 番は、地主にとって耕作不要の畑であり、当該畑の隣接地に居宅を構える譲受人が家庭菜園として耕作を要望することから所有権の移転を行うものです。 続いて、7507 番の譲受人は、田舎暮らしと農業に興味を持つ県外からの I ターン者です。 地主は、県外に居住し、耕作及び管理が困難であることから居宅を購入した譲受人に所有権の移転を行うものです。 譲受人は、自宅周辺地であり、家庭菜園として耕作するとし稲作にも挑戦したいとの気持ちがあります。 以上 3 件について、提出のありました申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 私からの説明は以上です。
議長	それでは、7505 番から 7507 番について、板倉区の農業委員・農地利用最適化推進委員から補足説明をお願いします。 7505 番について、飯塚委員をお願いします。
板倉区委員	「特段、問題・異常なし」と報告あり
議長	続いて、7506 番について古川委員をお願いします。
板倉区委員	「特段、問題・異常なし」と報告あり
議長	続いて、7507 番について飯塚委員をお願いします。
板倉区委員	「特段、問題・異常なし」と報告あり
議長	板倉区事務局及び農業委員から説明がありましたが、ご意見・ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり。）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「ありません」の声あり。）
議長	異議なしと認めます。議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決定します。

議長	<議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、7612 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(板倉区) 渡辺	それでは、2 頁と 3 頁をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、3 頁の対象農用地リストに記載のとおりで、いずれも地域計画内の農地であります。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第 2 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり決定します。 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。 （名立区駐在室分の議案）
議長	<議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 9501 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	それでは 1 頁をご覧ください。 議案第 1 号は、農地の権利移動の許可についてです。 別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 番号 9501 番は、昨年 12 月までに農地交換の事務手続きを完了させたいとする譲受人の希望で、先行して 12 月の農地部会に上程した農地の交換案件となります。

	農地の交換農地の集約を図りたい譲渡人の要望により、譲受人の農地と交換を行うものです。 提出のあった申請書を確認したところ、いずれも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	現地確認いただいた名立区の農業委員から補足説明をお願いします。 ※現地確認：松本委員、穂苅委員
名立区委員	「特段、問題・異常なし」と報告あり。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第１号「農地法第３条許可申請について」、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	ご異議なしと認めます。 議案第１号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第２号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」> 議案第２号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号 9637 番から 9638 番の 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	それでは、まず「地域計画内」であります、2 頁をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、3 ページからの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画外」であります。 5 頁をご覧ください。

	こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地ではありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第 2 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議長	＜その他＞ その他に入ります。 事務局から何かありませんか。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。